6　制限債権の届出期間　平成28年２月29日まで
7　制限債権の調査期日　平成28年４月26日午後１時30分
別紙１　船舶の表示
船名　ＳＴＩラルボット（ＳＴＩ　ＬＡＲＶＯＴＴＯ）
船質　鋼
総トン数　29,715トン
ＩＭＯ番号　9645774
長さ　175.66メートル
幅　32.20メートル
深さ　19.10メートル
船籍港　マジュロ（マーシャル諸島共和国）
建造年月　2013年７月
所有者　ＳＴＩラルボット・シッピング・カンパニー・リミテッド（STI Larvotto Shipping Co. Ltd.）
別紙２　事故の表示
発生日時　平成27年５月12日頃
発生場所　神奈川県川崎市沖の京浜川崎シーバース設置場所の海底
発生の状況　別紙１記載の船舶ＳＴＩラルボット（以下、「本船」という。）は、オーストラリアから、ジェット燃料等の積込みのため、平成27年５月９日東京湾に到着し、同年５月12日午前９時48分頃、京浜港川崎区ＫＬ錨地に錨泊した。同日午後10時40分頃、荒天のため、本船は走錨し、本船船長は走錨に気付き、折からの南からの強風で北側に圧流された本船の走錨を食い止めるべく、機関を使用して、翌５月13日午前１時30分頃、元の川崎区ＫＬ錨地に再投錨した。この走錨している間、本船左舷側が、川崎市東扇島沖合に設置されている京浜シーバース（以下、「本件シーバース」という。）の海面上に浮いているブイ（ＳＢＭ）と接触したと疑われている（以下、「本件ＳＢＭ接触疑惑事故」という。）。
その後、平成27年５月15日午後10時28分頃、本件シーバースにてタンカーＴＡＫＡＭＩＮＥ（総トン数159,903トン）が荷揚げ中、本件シーバース海底配管から油が流出した。
横浜地方裁判所川崎支部民事部

監督命令

平成２７年（再）第１号
長野県松本市野溝木工２丁目７番50号
再生債務者　株式会社松本日栄
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　長野県松本市大手４－６－６　石曽根清晃法律事務所　弁護士　石曽根清晃
平成27年10月29日　長野地方裁判所松本支部

再生手続開始

平成２７年（再）第２号
福岡市中央区警固２丁目11番６号宇田ビル206号
再生債務者　株式会社ケイビィシィソリューション
代表者代表取締役　井上　恒正
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年12月11日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成28年１月22日から平成28年２月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続終結

平成２４年（再）第１号
名古屋市千種区内山３丁目18番10号
再生債務者　株式会社産工社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定確定後３年の経過
平成27年10月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第４９号
千葉県佐倉市鏑木町67番地11
再生債務者　藤田　達彦
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年11月17日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月１日から平成27年12月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（再イ）第１１７号
埼玉県川口市大字東本郷1031番地の１　イーストビレッジ103号
再生債務者　勝見　　勉
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年11月20日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月４日から平成27年12月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第５４号
千葉県旭市後草1974―７
再生債務者　若林　正一
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年11月20日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月４日から平成27年12月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（再イ）第１５１号
名古屋市中川区伏屋５丁目709番地の２
再生債務者　大田　和正
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年11月20日まで
4　一般異議申述期間　平成27年11月27日から平成27年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第３４号
愛知県刈谷市高倉町３丁目514番地　和正ビル305号
再生債務者　安藤　弘通
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年11月20日まで
4　一般異議申述期間　平成27年11月27日から平成27年12月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２７年（再イ）第２４号
秋田市飯島文京町３番31号
再生債務者　澤木　隆志
1　決定年月日時　平成27年11月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年11月24日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月７日から平成27年12月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第６７号
静岡市葵区田町５丁目65番地の５
再生債務者　榊原　大輔
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年11月24日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月４日から平成27年12月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第３７号
三重県いなべ市大安町大井田2263番地　メゾン・シグナス大安Ｉ207号室
再生債務者　落合　　剛
1　決定年月日時　平成27年11月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年11月24日まで
4　一般異議申述期間　平成27年11月30日から平成27年12月７日まで
津地方裁判所四日市支部

平成２７年（再イ）第２３９号
福岡市東区馬出２丁目２番41―706号
再生債務者　淀川　　務
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年11月24日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月１日から平成27年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部